

基安安発 0330 第 7 号
基安労発 0330 第 3 号
基安化発 0330 第 3 号
令和 3 年 3 月 30 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 卫 生 課 長
化 学 物 質 対 策 課 長
(契印省略)

令和 3 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業における死亡災害発生状況は、令和 2 年の死亡者数（3 月 8 日速報）が過去最小であった前年よりさらに 7 人減少し 253 人であるものの、全産業の死亡者数 776 人のうち 32.6% を占めており、死亡災害発生状況を業種別に見ると、依然として建設業の占める割合が高い水準にあることから、建設業について、なお一層の労働災害防止対策を推進することが求められています。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところです。

今般、第 13 次労働災害防止計画（平成 30 年 2 月 28 日厚生労働省策定、平成 30 年 3 月 19 日公示）における計画期間（2018 年 4 月から 2023 年 3 月までの 5 年間）の 4 年度目である令和 3 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項について、別添のとおり定めましたので、別添を傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜れますよう御協力をよろしくお願ひいたします。

令和3年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 足場等からの墜落・転落防止対策

建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害が4割以上を占めていることから、事業者は、引き続き、墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害を防止するために「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号、平成27年5月20日一部改正）に基づく「より安全な措置」等の措置を適切に講じること。

(2) はしご等からの墜落・転落防止対策

建設業における墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご等からの墜落・転落が約3割と最も多くなっている。事業者は、「リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和3年3月17日付け基安安発0317第2号）（※）に基づく措置を適切に講じること。

（※）本通知に同封送付。

(3) 墜落制止用器具の適切な使用

厚生労働省は、事業者に対して、平成31年2月1日に施行された墜落制止用器具に係る改正安衛則等について、リーフレット等を活用して改正内容の周知を図るとともに、「既存不適合機械等更新支援補助金」を活用して、中小事業者等の早期の買い換えを積極的に勧奨する。

墜落制止用器具に係る安衛則の改正等により、旧規格の安全帯を使用できる期間が令和4年1月1日までとされていることから、事業者は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、改正安衛則を踏まえた「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）に基づく措置を適切に講じるとともに、「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）に適合した墜落制止用器具の確保を図ること。なお、中小事業者等は、この場合に「既存不適合機械等更新支援補助金」を活用できることである。

(4) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

荷役作業中の災害を防止するためには、荷主等の立場となる事業者（以下「荷主等」という。）の協力も必要となることから、厚生労働省は、製造業等

の荷主等を対象として安全設備の設置等について、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）に基づく荷主等による取組の必要性を説明し、同取組の促進を図る。

荷主等は、リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和 3 年 1 月 18 日付け基安安発 0118 第 2 号）に示す取組を実施する等により、建設工事の現場等における荷役災害防止対策を適切に講じること。

また、厚生労働省は、改正移動式クレーン構造規格に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン（3 t 未満）の改修や買い替え等を促進するため、「既存不適合機械等更新支援補助金」に関する周知を行い、中小事業者の早期の改修や買い換えを積極的に勧奨する。

(5) 転倒災害の防止

転倒災害は業種問わず最もも多い災害の型であるため、事業者は、「今後の転倒災害防止対策の推進について」（令和元年 6 月 17 日付け基安発 0617 第 1 号）に基づき、「STOP！転倒災害プロジェクト」（同通達別添）に定める措置を適切に講じること。特に、転倒災害の特徴として、①高年齢労働者が多く被災する、②降雪地帯で冬季に多く発生するといったことが挙げられるに留意するとともに、降雪が多い地域においては、降雪等が本格化する前に、冬季に向けた転倒災害防止対策について事前に準備を進めること。

なお、転倒災害防止用の視聴覚教材を厚生労働省ホームページに公開しているので、事業者は、安全衛生教育を実施する機会等に活用すること。

(6) 交通労働災害防止対策

事業者は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号、平成 30 年 6 月 1 日最終改正）に基づく措置を適切に講じること。

とりわけ、建設資材等の運搬を発注する際は、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者に協力すること。

(7) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保

厚生労働省は、建設工事の現場等において、交通誘導等に従事する警備業等の労働者が死傷する労働災害が発生していることを踏まえ、令和元年度に作成した警備業の未熟練労働者への安全衛生教育に活用できるマニュアルについて周知する。

事業者は、建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、同マニュアルを活用すること。

(8) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

建設業における労働災害の被災者の約 9 割は、店舗で規模が 30 人未満のものに所属していることを踏まえ、厚生労働省は、建設業労働災害防止協会（以

下「建災防」という。)に対して、中小の建設会社(以下「専門工事業者等」という。)におけるパトロール、視聴覚教材や冊子の作成等の安全衛生活動を支援するための事業への補助を実施する。

専門工事業者等は、上記事業を活用する等により、自主的に安全衛生活動を行うこと。

(9) 高年齢労働者等の労働災害の防止

厚生労働省は、昨年度取りまとめた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号)(以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づき事業場を指導するとともに、委託事業により、「働く高齢者のための安全管理セミナー」を実施する。また、「エイジフレンドリー補助金」により、働く高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を引き続き、支援する。

事業者は、各事業場における高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の各事業場の実情に応じて、エイジフレンドリーガイドラインを参照し、厚生労働省、建災防等による支援も活用して、実施可能なものから積極的に高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組み、職場環境の改善を図ること。

(10) 外国人労働者に対する労働災害防止対策

厚生労働省は「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」(平成19年8月3日厚生労働省告示第276号)、「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」(平成31年3月28日付け基発0328第28号)、「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」(令和2年3月31日付け基発0330第43号)により、外国人労働者の労働災害防止のための安全衛生教育の実施方法等について示している。

また、厚生労働省は、外国人労働者が教育内容を理解できるよう、外国語教材を作成し、インターネット上の「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページにおいて公表している。最近では、令和元年度委託事業により、雇入れ時等の教育において活用できる型枠施工業務、屋根ふき業務等業種別の視聴覚教材と床上操作式クレーン運転・玉掛け技能講習等の補助教材を多言語(英語、中国語、ベトナム語等最大13言語。教材により異なる。)で作成し、厚生労働省ホームページに公表した。さらに、令和2年度委託事業により、クレーン・玉掛け作業、溶接作業等の視聴覚教材及び小型移動式クレーン運転技能講習等の補助教材を多言語(上記同様)で作成し、厚生労働省ホームページに公表する予定である。

事業者は、外国人労働者に対する安全衛生教育を行う場合には、これらの教材を活用しつつ、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

また、事業者は、外国人労働者が労働災害に被災した場合に労働者死傷病

報告（安衛則様式第 23 号）を提出する際、被災労働者の国籍・地域及び在留資格を、在留カード等により確認し、記入すること。

(11) 一人親方等の安全衛生対策

厚生労働省は、引き続き、建設業に従事する一人親方等の死亡災害の把握に努めるとともに、令和 3 年度委託事業により建設業の一人親方に対する安全衛生教育に係る支援として、全国で研修会を開催するとともに、建設現場において、引き続き、一人親方に対し技術指導を行う。

一人親方等が作業従事する現場の元方事業者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（以下「安衛法」という。）第 30 条に基づき、一人親方等に対し、作業間の連絡及び調整等を実施し、災害発生防止に努めること。

(12) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設工事の安全衛生対策

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催について、令和 2 年から令和 3 年に延期されたことを踏まえ、厚生労働省は、令和 3 年度も委託事業により、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県における建設工事の新規入職者等に対する安全衛生教育及び建設現場に対する専門家の技術指導を行う。

事業者は、首都圏の各種工事において、同委託事業の安全衛生指導及び技術指導を活用し、労働災害防止対策を図ること。

(13) 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策

厚生労働省は、令和 3 年度委託事業により、東北 3 県及び熊本県において、引き続き、巡回指導等を行う。

東日本大震災、熊本地震等の復旧・復興工事において、重機による災害や墜落・転落災害等が発生していることから、事業者は、当該災害に着目した労働災害防止対策を適切に講じること。

(14) 伐木等作業の安全対策

昨年 8 月に施行されたチェーンソーによる伐木等作業における特別教育に係る安衛則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 11 号）及び昨年 1 月 31 日付けで改正した「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け基発第 1207 第 3 号、令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 1 号改正）について、令和 3 年度も前年度に引き続き、委託事業により、安全衛生推進者等を対象に、伐木等作業の安全対策の理解を深めるための安全対策講習会を全国 7 会場で開催する。

伐木等作業を行う建設事業者においても、集団指導、安全対策講習会等への参加に留意とともに、伐木作業等における安全対策を適切に講じること。

(15) 建設工事関係者連絡会議の運営等

厚生労働省は、「建設工事関係者連絡会議の設置について」（平成26年4月11日付け基安発0411第1号）により、工事の安全衛生に配慮した発注、安全衛生経費の確保、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロール、安全衛生教育等について、発注者、施工者及び安全衛生行政関係者により協議をし、必要な取組を行う。

(16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

厚生労働省は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）に基づき、都道府県計画を策定する都道府県及び策定された計画に基づき実行する都道府県に対し、他の都道府県の好事例等を紹介するなど、取組を支援する。また、都道府県労働局から管内の労働災害発生状況の分析結果、実施する施策等に係る情報について積極的に提供するなど、都道府県との連携の強化を図る。

2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

(1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

元方事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの事業者は、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」（※）等を実践する際に、厚生労働省において作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（令和3年2月12日最終改正。以下「感染防止チェックリスト」という。）等を活用し、労使協力の下、職場の状況に応じた感染防止対策の徹底を図ること。

なお、感染防止対策の検討に際しては、国土交通省ホームページにおいて建設現場の「3つの密」回避等の取組事例及び新型コロナウイルス感染予防対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例等が公開されていることから、これらも参考にすること。

（※）建設業については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月14日国土建第18号（令和2年12月24日改訂））が策定され、建設現場やオフィスにおける感染予防対策の基本的事項が示されている。

(2) 熱中症対策

厚生労働省は、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（5月から9月まで、準備期間：4月、重点取組期間：7月）を実施する。また、場所を問わずアクセスして学べる職場における熱中症予防のためのオンライン教育ツールを拡充する。

事業者は、熱への順化や休憩時間の確保を考慮した作業計画の策定、WBGT値の把握及び低減対策、休憩場所の確保、定期的な水分・塩分の摂取徹底、健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認、作業を管理する者や労働者に対する労働衛生教育、緊急時の早めの搬送等を実施すること。

(3) じん肺予防対策

ア 厚生労働省は、ずい道等建設工事の切羽付近における作業環境等を将来にわたってよりよいものとする観点から、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）及びずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインを改正している。また、これらの改正に伴い、建災防策定の「ずい道等建設工事における換気技術指針」についても改正された。

事業者は粉じん濃度の測定、換気装置等による換気の実施等、また、発注者は必要な経費の積算等、第 9 次粉じん障害防止総合対策に基づき適切にずい道等建設工事における粉じん対策を講じること。

イ 厚生労働省は、平成 30 年度から令和 4 年度を期間とする「第 9 次粉じん障害防止総合対策」の重点事項として、①屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策、②ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進、④じん肺健康診断の着実な実施、⑤離職後の健康管理等を掲げている。

事業者は、当該防止総合対策に基づく措置を適切に講じること。また、解体作業等において、法令上必要であるにもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることなく、労働者に防じんマスクを確実に使用させること。

ウ 厚生労働省は、ずい道等建設工事に従事する労働者の健康管理の充実を図るため、建災防が運用している労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を一元管理するためのシステム（ずい道等建設労働者健康情報管理システム）について活用を促進する。

事業者は、ずい道等建設工事に従事する労働者の同意を得て、建災防に健康情報等の提供（登録）が円滑に行われるよう協力すること。

(4) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

建設業においても精神障害が多く発生しており、建設業の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組割合が 49.5%と低調であることから、事業者は、ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働災害を防止する上でメンタルヘルス対策が有効との調査結果（建災防実施）もあることから、建災防とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策を適切に講じること。

(5) 剥離剤による健康障害防止対策

近年、剥離剤に含まれる化学物質の吸入による中毒事案が頻発している。事業者は、剥離剤を使用する場合は、「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（令和 2 年 8 月 17 日基安化発 0817 第 1 号、令和 2 年 10 月 19 日一部改正）に基づき、SDS（安全データシート。化学物質の危

陥有害性、取扱い上の注意などが記載された文書。)等により、危険有害情報、取扱い及び保管上の注意、ばく露防止及び保護措置等を確認し、ばく露防止措置を講じること。

(6) 化学物質による健康障害防止対策

ア 厚生労働省は、塗料等の搔き落とし作業について、鉛等有害物の有無等により工事に要する安全衛生経費・工期は大きく変わることから、発注者に対し、有害物の有無等に応じた必要な安全衛生経費の積算等、必要な対応を行うよう求める。

事業者は、鉛、六価クロム、PCB等の有害物は上塗りから下塗りまでの塗膜に含有しうることにも留意し、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切なばく露防止対策を講じること。

また、事業者は、研磨材の吹き付け(ブラスト)や研磨材を用いた手持ち式動力工具(ディスクサンダー)による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に対して、呼吸用保護具(送気マスク等)を使用させる等の措置を講じること。

イ 建設業においても、塗装など多くの化学物質を用いていることから、厚生労働省は、特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則の徹底を図るとともに、使用前にラベル・SDSを確認し、その情報に基づいて化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を実施するよう周知・指導すること。

事業者は、作業者に対して、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知すること。

ウ 金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームにばく露することによる神経障害等の健康障害防止対策について、厚生労働省は、特定化学物質障害予防規則を改正しており、原則、令和3年4月1日から施行されることから、その改正内容の周知・啓発を重点的に実施すること。

(7) 石綿健康障害予防対策

ア 厚生労働省は、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年7月1日厚生労働省令第134号)を公布しており、一部の規定を除き令和3年4月1日から施行されることから、改正後の石綿障害予防規則に基づく措置等を実施するよう地方公共団体とも連携して周知・指導を行う。また、建築物の解体・改修工事について、適切に対象選定を行い、遵法意識の確保のための予告なしの立入りを行う。

イ 厚生労働者は、建築物の解体・改修作業の発注者への対応について、改正後の石綿障害予防規則に規定する発注者の責務等について、必要な周知啓発を図り、解体・改修工事の契約締結後に事前調査を行う場合において当該調査結果に応じた費用・工期の変更を認めないような適切でない契約

の排除を図る。

ウ 事業者は、改正後の石綿障害予防規則に基づき、解体・改修工事前の石綿含有の有無の事前調査、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底するとともに、令和5年10月1日から施行される建築物の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者講習の受講を計画的に行うこと。

3 その他の安全衛生に係る対策

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

厚生労働省は、労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格（ISO45001）、日本産業規格（JIS Q 45001 及び JIS Q 45100）を踏まえて改正した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号、令和元年7月1日最終改正）について周知を図る。

同指針に準拠した建設業労働安全衛生マネジメントシステムを導入した企業の労働災害の減少率をみると、労働災害防止に効果があるとされていることから、事業者は、建設工事現場の実態を踏まえた建設業のための労働安全衛生マネジメントシステムであるニューコスモス、中小事業者向けのコンパクトコスモスの導入・活用に留意すること。

(2) 建設業における安全衛生教育の推進

事業者は、安衛法第59条に基づく労働者に対する安全衛生教育及び同法第60条に基づく職長等に対する安全衛生教育を的確に実施するとともに、同法第60条の2に基づく危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育や以下に示す安全衛生教育などを実施すること。

ア 職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の推進

事業者は、「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」（平成29年2月20日付け基発0220第3号）に基づき、建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象に、概ね5年ごとに及び機械設備等に大幅な変更のあった場合に、労働災害の防止に係る当該教育を受講させること。

イ 建設従事者教育の推進

事業者は、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」（平成15年3月25日付け基安発第0325001号）に基づき、建設工事に従事する労働者を対象に、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項について教育を受講させること。

(3) 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進

厚生労働省は、建設業の安全衛生対策を推進するために、各種のガイドライン等を発出していることから、現場での活用のための周知等を通じて、ガ

ガイドライン等に基づく安全衛生対策を推進する。

事業者は、当該ガイドライン等に基づく安全衛生対策を適切に措置すること。

参考文献等を取扱う業者等の取扱い方針を定めた場合に付記する場合

（規定） 手の消毒、洗面器の使用等で感染拡大を防ぐ方策

（規定）
手洗い用具の設置、消毒液の供給等による手洗い促進

(参考)

令和 3 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る関連通達等

(全般)

- ・第 13 次労働災害防止計画（平成 30 年 2 月 28 日厚生労働省策定、平成 30 年 3 月 19 日公示）
- ・建設業における総合的労働災害防止対策の推進について（平成 19 年 3 月 22 日付け基発 0322002 号）
- ・元方事業者による建設現場安全管理指針について（平成 7 年 4 月 21 日付け基発第 267 号の 2）

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 足場等からの墜落・転落防止対策

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成 27 年 3 月 31 付け基発 0331 第 9 号）
- ・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について（平成 27 年 5 月 20 日付け基安発 0520 第 1 号）
- ・「手すり先行工法に係るガイドライン」について（平成 21 年 4 月 24 日付け基発第 0424001 号）
- ・足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて（平成 26 年 3 月 10 日付け基安安発 0310 第 1 号）

(2) はしご等からの墜落・転落防止対策

- ・リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について（令和 3 年 3 月 17 日付け基安安発 0317 第 2 号）

(3) 墜落制止用器具の適切な使用

- ・墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号）

(4) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

- ・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）
- ・荷役作業場所のチェックリスト（平成 27 年 8 月 27 日付け基発 0827 第 8 号別添）
- ・「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和 3 年 1 月 18 日付け基安安発 0118 第 2 号）

- (5) 転倒災害の防止
- ・今後の転倒災害防止対策の推進について(令和元年6月17日付け基安発0617第1号)
- (6) 交通労働災害防止対策
- ・交通労働災害防止のためのガイドライン（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）
 - ・交通労働災害防止対策の推進について（平成27年3月13日付け基安発0313第1号）
 - ・建設業における交通労働災害防止対策の徹底について（平成27年8月6日付け基安安発0806第1号）
- (7) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- ・現時点では、特になし。
- (8) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
- ・現時点では、特になし。
- (9) 高年齢労働者等の労働災害の防止
- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について（令和2年3月16日付け基安発0316第1号）
- (10) 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- ・外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針（平成19年8月3日付け厚生労働省告示第276号）
 - ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（労働者死傷病報告様式改正関係）（平成31年1月8日付け基発0108第4号）
 - ・外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（平成31年3月28日付け基発0328第28号）
- (11) 一人親方等の安全衛生対策
- ・現時点では、特になし。
- (12) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設工事の安全衛生対策
- ・現時点では、特になし。
- (13) 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止策

- ・東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その4）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～（平成23年8月31日付け基安安発0831第4号、基安労発0831第2号、基安化発0831第2号）
- ・平成28年熊本地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（平成28年4月21日付け基安安発0421第1号、基安労発0421第2号）
- ・平成28年熊本地震の復旧工事における土砂崩壊災害防止対策等の徹底について（平成28年6月1日付け基安安発0601第1号）
- ・災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について（平成28年7月25日付け基安安0725第2号、基安労0725第2号、基安化0725第2号）
- ・東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン（平成27年8月26日付け基発0826第1号）
- ・木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について（平成8年11月11日付け基発第660号の2）
- ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について（平成27年6月29日付け基安安発0629第2号）（再掲）
- ・土止め先行工法に関するガイドラインの策定について（平成15年12月17日付け基発第1217001号）
- ・東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について（平成23年10月21日付け基安発1021第2号）

(14) 伐木等作業の安全対策

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（伐木作業等の安全対策関係）（平成31年2月14日付け基発0214第9号）
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（平成27年12月7日付け基発1207第3号、令和2年1月31日付け基発0131第1号改正）
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項の改正について（令和2年1月31日付け基安安発0131第1号）

(15) 建設工事関係者連絡会議の運営

- ・建設工事関係者連絡会議の設置について（平成26年4月11日付け基安発0411第1号）
- ・元請負人及び下請負人の間での労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成について（平成27年6月15日付け基安発0615第1号）

(16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行について（平

成 29 年 3 月 16 日付け基発 0316 第 3 号)

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について（平成 29 年 6 月 9 日付け基発 0609 第 7 号）

2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

(1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（令和 3 年 2 月 12 日最終改正）
- ・「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日国土建第 18 号（令和 2 年 12 月 24 日改訂））
- ・建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例（令和 2 年 7 月 1 日更新）（国交省ホームページ）
- ・【新型コロナ対策】対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例（令和 2 年 7 月 1 日作成）（（国交省ホームページ）

(2) 熱中症対策

- ・「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について（令和 3 年 3 月 2 日付け基安発 0302 第 1 号）・職場における熱中症の予防について（平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号）

(3) じん肺予防対策

- ・第 9 次粉じん障害防止総合対策の推進について（平成 30 年 2 月 9 日付け基発 0209 第 3 号）
- ・ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 12 年 12 月 26 日基発第 768 号の 2 令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 2 号改正）

(4) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

- ・建災防調査 「建設現場における不安全行動・ヒヤリハット体験に関する実態調査」（平成 30 年 4 月）

(5) 化学物質による健康障害防止対策

- ・化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年 9 月 18 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 3 号）
- ・鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成 26 年 5 月 30 日付け基安労発 0530 第 1 号、基安化発 0530 第 1 号／基安労発 0530 第 3 号、基安化発 0530 第 3 号）
- ・建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成 10 年 6 月 1 日付け基発第 329 号の 1）
- ・一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について（平成 28 年 12 月 6 日付け基安化発 1206 第 1 号）

- ・建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成9年3月25日付け基発第197号）
- ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について（平成26年1月10日付け基発0110第1号）
- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について（平成26年1月10日付け基安化発0110第1号）

(5) 剥離剤による火災及び健康障害防止対策（再掲）

- ・剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和2年8月17日基安化発0817第1号、令和2年10月19日一部改正）

(6) 石綿健康障害予防対策

- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について（令和2年7月1日基発0701第11号）
- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和2年8月4日基発0804第8号）
- ・石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的な事項について（令和2年9月1日基発0901第10号）
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について（令和2年10月6日基発1006第2号）
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について（令和2年10月20日基発1020第4号）
- ・石綿障害予防規則の解説について（令和2年10月28日基発1028第1号）

3 その他の安全衛生対策

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号、令和元年7月1日最終改正）
- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について（平成18年3月17日付け基発第0317007号、令和元年7月1日付け基発0701第3号改正）

(2) 建設業における安全衛生教育の推進

- ・安全衛生教育及び研修の推進について（平成3年1月21日付け基発第39号）
- ・建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について（平成12年3月28日付け基発第179号、平成18年5月12日付け基発第0512004号最終改正）
- ・建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について（平成15年3月25

日付け基安発第 0325001 号)

- ・職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について（平成 29 年 2 月 20 日付け基発 0220 第 3 号）

(3) 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進

- ・シールドトンネル工事に係るセーフティ・アセスメントについて（平成 7 年 2 月 24 日付け基発 0321 第 4 号）
- ・「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」の策定について（平成 29 年 3 月 21 日付け基発 0321 第 4 号）
- ・山岳トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針について（平成 8 年 7 月 5 日付け基発 448 号の 2）
- ・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の策定について（平成 28 年 12 月 26 日付け基安安発 1226 第 1 号、平成 30 年 1 月 18 日付け基発 0118 第 1 号改正）
- ・土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について（平成 10 年 3 月 23 日付け基発第 120 号）
- ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について（平成 27 年 6 月 29 日付け基安安発 0629 第 1 号）
- ・斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について（平成 27 年 6 月 29 日付け基安安発 0629 第 4 号）
- ・ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（平成 27 年 8 月 5 日付け基発 0805 第 1 号）

基安安発 0317 第2号
令和3年3月17日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した
墜落・転落災害防止対策の徹底について

貴団体におかれましては、平素より安全衛生行政の推進に当たり、御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

はしご等からの墜落・転落による死傷災害は、墜落・転落災害による災害全体の2割を占め、建設業では、墜落・転落災害の約3割と最も多くなっています。また、建設業以外にも商業、製造業などの職場で多く発生しています。はしご等からの墜落・転落災害が発生すると骨折等の重篤な災害や、長期の療養を要する災害につながりやすいことから、これらの労働災害防止のため、より一層の対策の促進を図ることが重要です。

そのため、厚生労働省では、標記のリーフレットを作成しました。このリーフレットは、片面ごとに「はしご」と「脚立」の作業前点検のチェックリストとなっていますので、各事業者等において、職場の自主点検を実施する際や、作業を実施する前に使用いただけます。

また、はしごや脚立からの墜落・転落災害に対しては、平成29年3月に本省で、パンフレット「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」を作成しており、今般作成したリーフレットと合わせて下記1のとおり厚生労働省ホームページに掲載しています。

貴団体におかれましては、下記2をご参考にこれらのリーフレット等のホームページへの掲載や会員等に対する会報の送付、メールマガジンの配信等のあらゆる機会を捉え周知を行っていただき、はしごや脚立からの墜落・転落災害防止対策の推進が図られますようご協力をお願い申し上げます。

記

1 厚生労働省ホームページ掲載箇所

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) >

[安全・衛生](#) > [安全衛生関係リーフレット等一覧](#) > [安全](#)

「はしごを使う前に／脚立を使う前に」（令和3年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf>

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（平成29年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/d1/170322-1.pdf>

2 ホームページ掲載文例

～はしごや脚立からの墜落・転落災害を発生させないために～

このリーフレットは、「はしご」または「脚立」の作業前点検のチェックリストとして活用できるようになっています。対象作業を始める前に、このチェックリストを使って作業現場の点検を実施してください。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になつてから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましよう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ 2m 以上での作業時は、墜落防止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働者、
雇用主の
皆さんへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないかでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

▶▶▶ P 2 参照

ポイント はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

▶▶▶ P 3 参照

ポイント はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

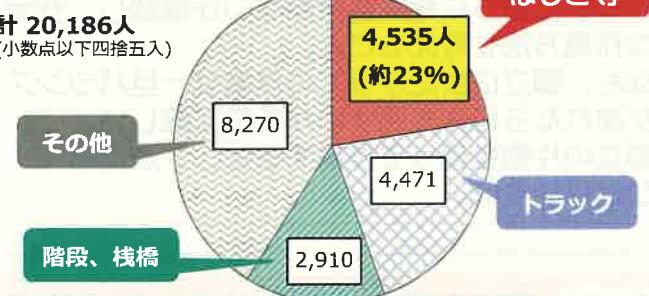
▶▶▶ P 4 参照

統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い
(平成23年～27年 5年平均)

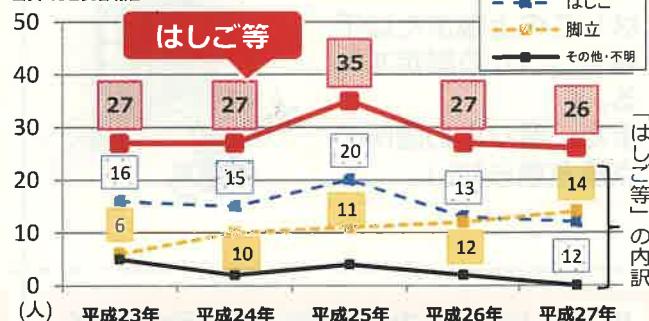
【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】

出典：死亡災害報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「宮間敷、大西明宏、脚立に起因する労働災害の分析、労働安全衛生研究、Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所、2015年」

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

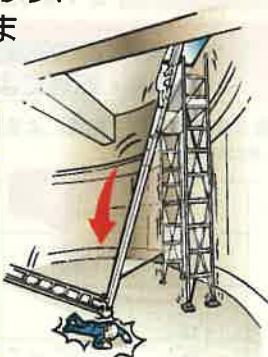


No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

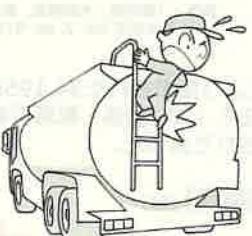


No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)

ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。



脚立

No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

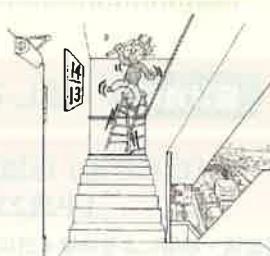


No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。



No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。



（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



しっかり固定！

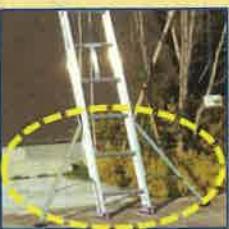
指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

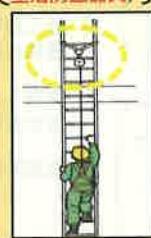
出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災害防止協会編

こういった後付けの安全器具もあります

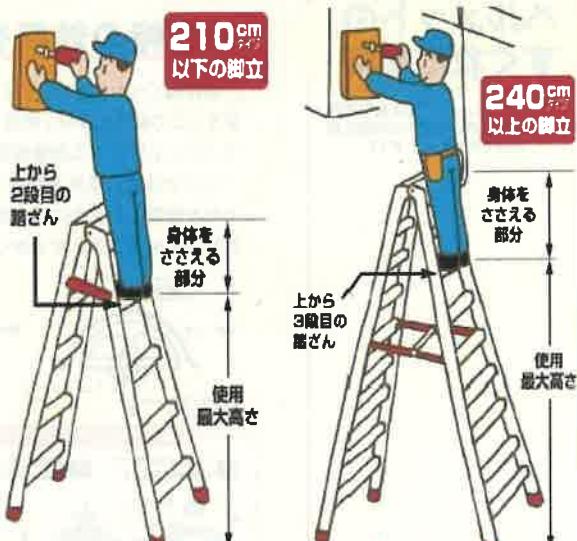
【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



安全ブロック
(ストラップ式の
墜落防止器具)



脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会
(無断転用禁止)

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

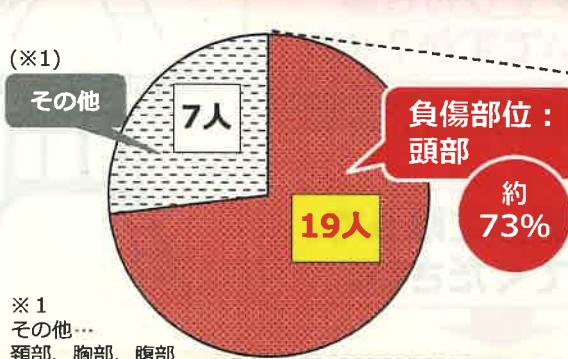
ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

参考

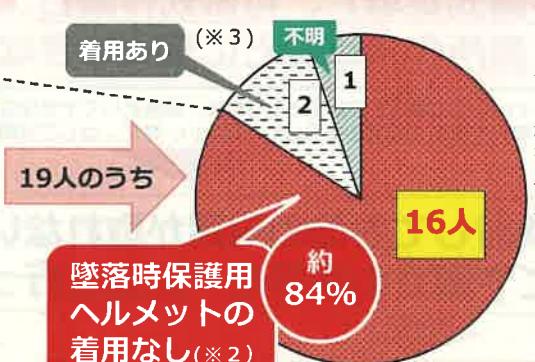
頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していました（平成27年集計）

出典：災害調査復旧会

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無
【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



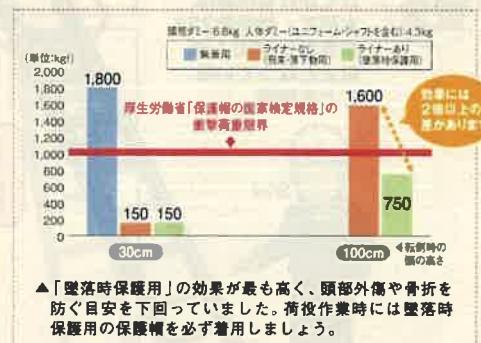
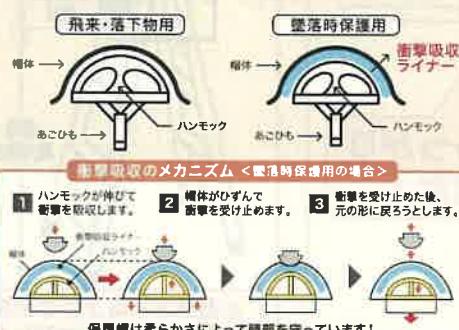
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知るために、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P 3

必ず保護帽を着用！



（着用時
5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確實に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に①と③を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

参考

あご紐と耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。
(H29.3)